

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営横波地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 16 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営横波地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和 7 年 9 月 16 日から 令和 7 年 10 月 16 日まで
- 3 縦覧場所 長浜市産業観光部田園整備課および長浜市産業観光部北部産業振興課
なお、滋賀県のウェブサイト（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345956.html>）でも閲覧することができる。

4 意見書の提出の方法等

- (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
- (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
- (3) 意見書の提出期限および提出先
 - ア 提出期限 縦覧期間満了の日
 - イ 提出先 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課 〒526-0033 長浜市平方町 1152-2